

「(仮称) 滋賀県協働推進ガイドライン原案」に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1. 県民政策コメントの実施結果

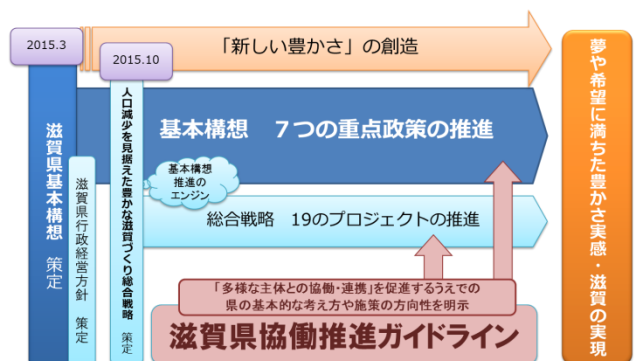
平成 27 年 12 月 16 日から平成 28 年 1 月 15 日までの間、滋賀県県民政策コメント制度に関する要綱（平成 12 年滋賀県告示第 236 号）に基づき、「(仮称) 滋賀県協働推進ガイドライン」に対する意見・情報の募集を行った結果、4 名、7 団体から 31 件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見等について、内容ごとに整理し、それらに対する考え方を以下に示します。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

2. 提出された意見・情報の内訳

項 目	件 数
表紙	1 件
第 1 章 策定の趣旨	-
1. 策定の背景	3 件
2. 策定の考え方	1 件
第 2 章 現状と課題	-
1. 協働の現状	1 件
2. 協働の課題	4 件
第 3 章	-
1. 協働の意義・原則・効果	7 件
2. 各主体の役割	4 件
第 4 章	-
1. 県の基本姿勢	1 件
2. 県の取組	7 件
参考資料、その他	2 件
合 計	31 件

番号	頁	ご意見・情報の概要	ご意見に対する県の考え方
表紙			
1	-	表題のサブタイトルにおける協働の主語は、「多様な主体」と推測されるが、県民が主語に見えてしまう。表現を修正してはどうか。	表題の「県民」は、個人だけでなく、NPO、企業等も含むものであり、ご意見のあった趣旨と同様であると考えられることから、原案どおりとします。
第1章 策定の趣旨			
1. 策定の背景			
2	2	「経営資源の限界等により、行政単独であらゆる課題にきめ細かく対応することは困難」との記述があるが、元々、行政だけでなく、県民・地縁団体・市民団体・企業等も地域課題に対応してきたはずである。困難な状況だからこそ一層、相互の協力・連携・協働が大事になってくるのではないか。	ご意見のとおり、今後一層、多様な主体間の協力・連携・協働が重要になってくるものと考えています。 これについて、第4章の「1 県の基本姿勢」において「NPO、公益法人、地縁組織、企業、協同組合、社会福祉法人、大学、行政などが、それぞれ単独では対応できない、あるいは単独では効果や効率が低いと考えられる地域課題について、その特性を活かして共通の目標の達成に向かって取り組む「多様な主体による協働」が大変重要となります。」と述べていることから、原案どおりとします。
3	2	「若者や女性をはじめ、障害者や外国人も含めた誰もが活躍できる社会を実現していく必要があります。」とあるが、若者、女性などをあえて強調する必要があるのか。	人口減少が進むなかで、若者、女性など誰もが活躍できる社会の実現を目指すことを表現したものであることから、原案どおりとします。
4	2	「全員参加型社会の実現が重要であり、」との記述があるが、「全員参加型社会」という表現は、全体主義的なイメージを与えるので、「活かすことのできる社会」に修正してはどうか。	「全員参加型社会」は、すべての人に居場所と出番がある社会の実現を目指す表現であることから、原案どおりとします。
2. 策定の考え方			
5	3	ガイドラインと基本構想、総合戦略との関係が文章で説明されているが、関係図があれば、より理解しやすくなるのではないか。	ご意見を踏まえ概要図「滋賀県協働推進ガイドラインの位置づけ」を追加します。 

第2章 現状と課題			
1. 協働の現状			
6	4	「協働推進ボード」や「協働提案制度」等の過去の実施事業の検証は行っているのか。	過去の実施事業については、「県民協働の推進に関する研究会」で検討を行い、第2項の課題に整理しています。
2. 協働の課題			
(1) 県における課題			
7	5	第2項を通じて、課題解決の全体課程が示されておらず、協働が課題解決プロセスにどのように位置づけるかが明らかでないため、協働が目的であるかのように誤解させる。表現を修正してはどうか。	協働が課題解決手法の一つであり目的ではないことは、第3章で述べており、また、課題解決の具体的な取組事項も第4章で述べていることから原案どおりとします。
8	5	行政と協働する上で最大の問題は、行政の担当者の異動に伴いそれまでの積み上げがゼロに戻るという問題であり、この点の改善について記述いただくことを要望する。	ご意見のあった旨は、第4章の「2 県の取組」における「(9) 県職員の意識改革および庁内推進体制の整備」において、「県の組織全体で協働を進められるよう、協働を担う人材を育成するための研修や相談機能の一層の充実を図るとともに、庁内における協働推進体制の整備に取り組むこととします。」と述べていることから、原案どおりとします。
9	5	県における課題の一つに、「① 多様な主体が参加し、協働を組み立てるための場が常設されていない」とあるが、常設よりも常時つくっていくことのほうが大事であり、表現を修正してはどうか。	「常設」とは、新たな課題が生じたときに速やかに協議を行う場を創設することを指しており、「常時つくる」と同義と考えられることから、原案どおりとします。
10	6	県における課題の一つに、「⑥ 協働に関するワンストップサービス等の仕組みが確立されていない」とあるが、「協働に関するワンストップサービス」という表現の意味するところがイメージできない。表現を修正してはどうか。	ワンストップサービスについて分かりやすく表現するため、次のとおり修正します。 <修正前> <u>協働に関するワンストップサービス等の仕組みが確立されていない</u> <修正後> <u>協働に関する提案や相談を受け付けるワンストップサービス等の仕組みが確立されていない</u>
第3章 意義・役割			
1. 協働の意義・原則・効果			
(1) 協働の意義			
11	8	「協働の効果が発揮できる場面や時期が限定されることがある」との旨の記述があるが、「限定される」のであれば、このガイドラインを策定して推進して	該当箇所は、あくまで「限定される」場合もあり、協働ですべての課題が解決できるわけではないということを述べているもので、協働の効果や必要性については、ガイドライン全編を通して発信しています。

		いく必要性がなくなってしまう。 協働には、多種多様な場面や時期が本来あるはずだということを、一貫してプラスの発信をしていくべきである。	
(2) 協働の原則			
12	9	「NPO等と行政」という表現を「多様な主体」という表現に修正してはどうか。	NPO等と行政とが対等な関係にあり、互いの自主性を尊重し、目的や成果等を共有することが協働の原則として重要であることを記載しているものであり、原案どおりとします。
13	9	「協働は、基本的には契約的な関係であり、」とあるが、協働と契約の関連が不明である。「契約的な関係」とはどのような意味なのか。	協働は主体同士の合意に基づいて、役割を決めて協力して取り組むものであり、それを「契約的な関係」と表現しています。
14	9	「NPO等も行政も、公共性がある」との記述があるが、NPO等と行政では、公共性のレベルが違い、同一レベルで位置づけるのは無理がある。表現を修正してはどうか。	NPO等も公共サービスを担い、公共性があることから、原案どおりとします。
15	10	「協働の進め方は、企画段階からNPO等と行政とが話し合いの場を持ち、対話を重ねながら、進めていく必要があります。」とあるが、「進める」という語句が重複している。表現を修正してはどうか。	ご意見を踏まえ次のとおり修正します。 <修正前> 協働の進め方は、企画段階からNPO等と行政とが話し合いの場を持ち、対話を重ねながら、 <u>進めていく</u> 必要があります。 <修正後> 協働は、企画段階からNPO等と行政とが話し合いの場を持ち、対話を重ねながら <u>進めていく</u> 必要があります。
(3) 協働の効果			
16	10	「③ 地域づくりへの住民参画を促進」については、住民が自発的に行う公共活動もあると思うが、本ガイドラインでは、必ず行政と協働しなければならないと考えているのか。	本ガイドラインでは、県の取り組む事項を重点的に記載していますが、住民が自発的に行う公共活動の推進も想定しています。
17	10	「⑤企業や大学等教育機関の地域貢献」について、以下のとおり修正してはどうか。 ⑤企業や大学等教育機関の <u>社会貢献</u> 大学等の教育機関にとっては、 <u>地域社会や産業界などの課題に、各主体と協働して取り組むことで、学生の社会人基礎力の育成や実践的研究の発展、社会的使</u>	ご意見のあった大学等教育機関の社会貢献については、同様の趣旨を記載しており、原案どおりとします。

		<p><u>命をもつ組織としての認知度の高まりにつながります。</u></p> <p><u>協働を通じて、企業や大学等は社会に貢献するとともに、それぞれの使命の達成が期待できる Win-Win の関係を構築することができます。</u></p>	
2. 各主体の役割			
(3) 関係団体に期待される役割			
18	12	<p>「②地縁組織に期待される役割」における記述で「自治会やまちづくり協議会などの地縁組織は、」とあるが、まちづくり協議会は、地縁組織ではなく地域自治組織ではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり文言を修正します。</p> <p><修正前></p> <p>② 地縁組織に期待される役割</p> <p>自治会やまちづくり協議会(地域で暮らす人々が中心となって形成するコミュニティ組織)などの地縁組織は、</p> <p><修正後></p> <p>② 地縁組織等に期待される役割</p> <p>自治会やまちづくり協議会(地域で暮らす人々が中心となって形成するコミュニティ組織)などの地縁組織等は、</p>
19	12	<p>「③企業に期待される役割」における記述で「企業は、企業活動を通じて、地域社会と深い関わりを持つものも多く、地域を支えるうえで重要な役割を担う」とあるが、「企業は、<u>地域社会の一員として、本業を活かしたまちづくりや地域課題の解決の一翼を担うことが期待されています。</u>」に修正してはどうか。</p>	<p>企業は、本業以外にも幅広く地域づくりに参画していることから、原案どおりとします。</p>
20	12	<p>以下のとおり修正してはどうか。</p> <p>④大学をはじめとする高等教育機関に期待される役割</p> <p>大学等の高等教育機関は、<u>高度で専門的な教育研究を行っていることから豊富な知的資源を有しており、それらの資源を地域社会の課題解決に積極的に活用することが期待されています。</u>また、行政課題を研究する教育機関を有するところもあり、行政とのより密接な連携が進められています。</p> <p>学生の地域ボランティア活動や市民活動への参加を支援する教育機関も多く、<u>地域課題の解決や地域の活性化に大きな貢献を行っています。</u></p> <p>また、一般社団法人環びわ湖大学・地域</p>	<p>いずれも原案と同様の趣旨と考えられますので、原案どおりとします。</p>

		コンソーシアムは、県内 13 大学等と行政・経済団体が相互に連携した大学地域連携事業等を実施しており、大学の <u>知的創造力</u> と学生の若い力が地域と協働した取組にさらに活かされることが期待されています。	
(4) 市町との連携・協力			
21	13	第 3 章に「市町との連携・協力」の記述があるが、「第 4 章 県の基本姿勢と取組」においては、市町について一切触れていない。 県が協働を進めようとするとう当然市町との関わりを抜きにはできないはずだし、協働に関する意識改革については、「市町職員の意識改革」も含まれるはずである。	第 4 章では、県の取組を重点的に記載しており、県と市町との連携については第 3 章「(4) 市町との連携・協力」で記載していることから、原案どおりとします。
第 4 章 県の基本姿勢と取組			
1. 県の基本姿勢			
22	14	協働の主体として、「NPO、公益法人、地縁組織、企業、大学、行政など」とあるが、「協同組合」、「社会福祉法人」も協働の主体であり、記述を追加してはどうか。	ご意見を踏まえ「協同組合」、「社会福祉法人」を追加することとします。また、他の箇所も同様に修正することとします。
2. 県の取組			
(1) 多様な主体の参加を図る政策協議の場（協働プラットフォーム）の設置			
23	14	「 <u>その一方で</u> 、滋賀では、NPO、ボランティアなどの自発的な活動が活発で、伝統的な地域コミュニティの結びつきが今も各地に根付いています。」とあるが、「その一方で、」は削除してもよいのではないか。	前段落に対して、「滋賀の強み」を記載しているため、原案どおりとします。
24	14	「NPO、ボランティアなどの自発的な活動が活発で、伝統的な地域コミュニティの結びつきが今も各地に根付いています。」とあるが、以下のとおり修正してはどうか。 <修正案> <u>大都市と比較すると、地域をベースとした行事や活動が活発に行われ、近隣のつながりや助け合いも維持されています。</u>	滋賀では、近隣のつながりや助け合いが伝統的な地域コミュニティの結びつきにつながっていると考えられるため原案どおりとします。

25	15	協働プラットフォームの概要図に、市町を入れていないのはなぜか。地域課題の解決には、現場の行政である市町の参画が欠かせない。市町におけるプラットフォームづくりを促進することも含めて県の役割と考える。	市町も協働プラットフォームの構成員になることから、ご意見を踏まえて、概要図に「市町」を追加することとします。
(5) 協働の発展を図る評価とフィードバック			
26	16	協働事業の評価は、多様な主体が参画する公開型協働評価にすることで、より有効な事業や制度に繋がると考えます。	事業の実施にあたっては、ご意見も参考にしながら取り組んでいきます。
(9) 県職員の意識改革および庁内推進体制の整備			
27	17	「県職員自らも県民として社会貢献活動、地域づくり活動、自治会、PTA、NPO法人などの活動に積極的に参画することで・・・」の「県職員自らも県民として」の部分は、「県職員自らも地域で暮らす生活者として」と修正してはどうか。	同様の趣旨と考えられますので、原案どおりとします。
28	18	「地域づくり活動、自治会、PTA、NPO法人などの活動に・・・」とあるが、「NPO法人」は、「市民活動団体」に修正してはどうか。	市民活動団体は「など」に含んでいるため、原案どおりとします。
29	18	「幅広い視野や知識、経験を有する多様な職員が育つ職場環境づくり」の「職場環境づくり」は「環境づくり」に修正してはどうか。	県職員の意識改革など職場における取組を記載していることから、原案どおりとします。
(参考資料) NPO法人の現状と課題			
(1) NPO法人の現状			
30	19	「全国におけるNPO法人の設立認証数の推移」のグラフについて、本文中にも全国のことについて述べられておらず、記載を追加すべきではないか。	ご意見を踏まえ、以下の記述を追記します。 ＜修正後＞ 「また、全国的にも見ても同様の傾向が見られます。」
その他			
31	-	協働推進ガイドラインは、多くのを県民の参加の元で作成されているのか。 また、ガイドライン策定後、改定する予定はあるのか。	本ガイドラインは、「県民協働の推進に関する研究会」（5回）や「共助社会づくりフォーラム in 滋賀」（1回）における意見交換、市町や各種団体（30団体）、有識者等（26名）との意見交換、意見照会を元に作成しています。また、ガイドラインの内容については、社会情勢の変化等に伴い、定期的な見直しを予定しています。